令和5年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和5年8月8日

2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階会議室

3. 開 会 令和5年8月8日

4. 応招、出席議員

 1番 松 尾 榮 子
 2番 松 本 有利子

 3番 増 田 葉 子
 4番 塚 田 湧 長

 5番 秋 谷 公 臣
 6番 柴 田 圭 子

 7番 大 野 忠 寄
 8番 野 田 泰 博

 9番 軍 司 俊 紀
 10番 長谷川 則 夫

5. 不応招、欠席議員

なし

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管理者 板 倉 正 直 副管理者 笠 井 喜久雄

副管理者 橋 本 浩

事務局長 伊藤 章 庶務課長 山 﨑 昌 志

印 西 平 岡

クリーン 自然公園 自然公園 浅 倉 郁

工場長課長

7. 管理者提出議案

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第3号 事故繰越し繰越計算書の報告について

議案第1号 令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第1号)について

議案第2号 令和5年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算(第1号)について

- 8. 議員提出議案 なし
- 9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。
- 10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

1番 松 尾 榮 子

2番 松 本 有利子

11. 議事の経過

◎開会の宣告

○事務局長(伊藤 章君) 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

(午後2時00分)

○事務局長(伊藤 章君) 私は、事務局長の伊藤でございます。令和5年第1回印西地区環境整備 事業組合議会臨時会の開会に当たりまして、事務局より申し上げます。

本臨時会は、印西市、白井市選出議員の任期満了に伴う改選後の初議会でございます。臨時議長を紹介するまでの間、進行役を務めさせていただきます。

◎管理者挨拶

- ○事務局長(伊藤 章君) 初めに、管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。
- ○管理者(板倉正直君) 皆さん、こんにちは。お暑い中ご苦労さまでございます。開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本議会は、印西市、白井市選出議員の任期満了に伴い、新たな組合議員が両市から選出された初議会でございます。両市より選出された議員の皆様、そして栄町選出の議員の方々におかれましては、住民の皆様の信頼と期待に応えるべくご活躍いただくとともに、組合事業の推進にご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、初めに、組合事業についてご報告いたします。

最初に、ごみ処理事業でございますが、令和4年度の印西クリーンセンターに搬入された総ごみ量は4万8,937トンで、前年度比約マイナス460トン。0.93%の減となっております。

次に、最終処分場でございますが、令和4年度の実績は全容量約40万2,200立方メートルに対し、埋立量約11万1,500立方メートルで、埋立率は27.7%となっており、今後も地元区と対話をしながら円滑に事業を進めていきたいと考えております。

次に、温水センター事業でございますが、令和4年度の利用者数は15万9,180人で、前年度比プラス1万3,829人、8.6%の増加となっております。このように、コロナ前の状況に戻りつつある中、6月に温水センター温浴施設内の水風呂におきましてレジオネラ属菌が発生いたしまして、約半月にわたり施設を閉館してしまい、利用者の皆様に、また議員の皆様に多大なるご迷惑をおかけし、心よりおわびを申し上げます。今後このようなことがないよう、より一層適正管理に努めてまいります。

次に、次期中間処理施設整備事業でございますが、令和5年3月に施設整備の実施方針を公表し、令和5年4月の次期施設の整備、運営事業の入札公告により、事業者選定に係る諸手続を進めているところでございます。また、アクセス道路や地域振興策予定地の用地取得をさらに進めているところでございます。

次に、平岡自然公園事業でございますが、まず印西斎場の令和4年度実績ですが、火葬件数は2,315件、前年度比でプラス206件、0.98%の増。次に、平岡自然の家の実績ですが、全体件数で1,410件、前年度比でプラス114件、8.8%の増。最後に、印西霊園の実績ですが、使用許可件数は130件、前年度比でプラス34件、35.4%の増でございました。引き続き安全安心な施設運営に努めてまいります。

また、印西霊園の合葬式墓地につきましては、令和5年8月末の完成に向け、工事を進めているところでございます。完成後には、墓地といった施設柄、竣工式に代えまして内覧会を設定させていただく予定で、現在日程の調整を進めております。調整が取れ次第、改めてご案内申し上げる所存でございます。以上が組合事業の概要報告でございます。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますが、承認第1号は専決処分の承認を求めることについて、報告第1号から第3号は繰越計算書の報告の関係が3件。議案第1号、第2号は令和5年度一般会計及び墓地事業特別会計補正予算(第1号)について。以上案件は6件でございます。

詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し

上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎副管理者の自己紹介

- ○事務局長(伊藤 章君) 次に、副管理者の自己紹介をお願いいたします。 当組合の副管理者であります笠井喜久雄白井市長、お願いいたします。
- ○副管理者(笠井喜久雄君) 皆さん、こんにちは。白井市長の笠井喜久雄です。どうかまたよろしくお願いいたします。
- ○事務局長(伊藤 章君) 次に、当組合の副管理者であります橋本浩栄町長、お願いいたします。
- ○副管理者(橋本 浩君) 改めまして、こんにちは。栄町長の橋本でございます。新しくなられた 方もいらっしゃると思いますが、印西地区環境整備事業組合、一緒に発展のために頑張っていければ と思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議員の自己紹介

- ○事務局長(伊藤 章君) 続いて、議員の皆様に自己紹介をお願いいたします。 それでは、1番、松尾榮子議員より、順次お願いいたします。
- ○1番(松尾榮子議員) こんにちは。私は、印西市選出の松尾榮子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。この組合では、大分前に古参の野田議員と一緒に組合議員をやらせていただいておりましたが、その後衛生組合、消防組合を経まして、久しぶりにこの組合に戻ってまいりました。当組合、非常に地域全体に関わる重要な生活衛生環境の問題をやっておりますので、私も一生懸命取り組みたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○2番(松本有利子議員) こんにちは。印西市選出の松本有利子です。印西市の議員も環境組合の ほうの議員も2期目になります。よろしくお願いいたします。
- ○3番(増田葉子議員) こんにちは。印西市選出の増田葉子でございます。前期ここの組合をやらせていただいて、今回また2期目やらせていただくことになりました。経験生かして、しっかりと取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いいたします。
- ○4番(塚田湧長議員) 皆さん、こんにちは。栄町からまいりました塚田でございます。この当組合の議会は1期目でございます。よろしくお願いいたします。
- ○5番(秋谷公臣議員) こんにちは。これまで4年間は消防議会のほうに在籍させていただきました。今回ここは初めてなので、皆さんにはよろしくお願いいたしまして勉強をしますので、よろしくお願いいたします。
- ○6番(柴田圭子議員) こんにちは。白井市から来ております柴田と申します。前期と後期と2回続けてさせていただくことになりますが、ずっと前に、まだ議員任期が2年だった頃に1回させていただいたことがございます。どうぞよろしくお願いします。
- ○7番(大野忠寄議員) 皆さん、こんにちは。印西市選出の大野忠寄と申します。4月議会、初めて当選させていただきました。環境整備事業組合、当然初めてのことでございます。皆様方とともに環境をよくしていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。
- ○8番(野田泰博議員) こんにちは。栄町議会議員の野田と申します。この印西環境で仕事したことは非常に私も誇りに思っております。栄町の1人当たりの個人のごみ出し量が1番高かったのは栄町、1番低くなりました、1人当たりが。ですので、この仕事というのは、私は本当にやりがいがある仕事だと思っておりますので、皆様と一緒にやっていきたいと思います。よろしくお願いします。○9番(軍司俊紀議員) 皆さん、こんにちは。引き続き印西地区環境整備事業組合の議員をさせていただきます印西市選出の軍司俊紀でございます。私は、野田さんに次いで多分この組合議会長くて、今回が通算で言うと、先ほど柴田議員がかつて2年任期だったということをおっしゃっていたと思うのですけれども、そのときも1年ちょっとやらせていただきましたので、通期で申し上げると、計算したら5期目かなという感じになります。引き続き頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いします。

- ○10番(長谷川則夫議員) 皆様、改めましてこんにちは。白井市議会からまいりました長谷川則夫 でございます。当組合のほうは初めてでございますけれども、一緒に頑張っていきたいと思いますの で、よろしくお願いいたします。
- ○事務局長(伊藤 章君) ありがとうございました。

◎臨時議長の紹介

○事務局長(伊藤 章君) このたび印西市、白井市選出議員の任期満了に伴いまして、現在議長、副議長が不在となっております。地方自治法第107条の規定によりまして、議長が選出されるまでの間は、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。選出議員の中、年長の議員は栄町選出の塚田湧長議員でございます。

それでは、塚田議員、議長席へお願いいたします。

◎開議の宣告

○臨時議長(塚田湧長議員) ただいまご紹介いただきました栄町の塚田でございます。地方自治法 第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

開会前ですが、組合の体制に変更がありましたので、組合より自己紹介をお願いいたします。

○事務局長(伊藤 章君) 本年4月の人事異動により組合幹部職員に異動がありましたので、紹介させていただきます。

初めに、私、事務局長の伊藤でございます。

続きまして、印西クリーンセンター工場長の塩崎でございます。

- ○印西クリーンセンター工場長(塩崎一郎君) よろしくお願いします。
- ○事務局長(伊藤 章君) どうぞよろしくお願いいたします。
- ○臨時議長(塚田湧長議員) では、ただいまの出席議員数を確認いたしまして、全員の10名です。 定足に達しておりますので、令和5年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を開会いたします。 本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○臨時議長(塚田湧長議員) 議事日程を申し上げます。

議事日程については、お手元に配付しました議事日程第1号のとおりでございますので、ご了承願います。

◎仮議席の指定

○臨時議長(塚田湧長議員) 日程第1、仮議席の指定を行います。 仮議席はただいまの着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長(塚田湧長議員) 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選により たいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(塚田湧長議員) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。 どなたか推薦ございますか。

柴田議員。

- ○6番(柴田圭子議員) 白井市の長谷川議員を推薦します。
- ○臨時議長(塚田湧長議員) ただいま長谷川則夫議員のご推薦をいただきましたが、ほかにござい

ますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(塚田湧長議員) それでは、推薦がありました長谷川則夫議員を議長に指名いたします。 お諮りいたします。ただいま指名しました長谷川則夫議員を議長の当選人と定めることにご異議あ りませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(塚田湧長議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました長谷川則夫議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された長谷川則夫議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定 による当選の告知をいたします。

長谷川則夫議員、議長の承諾及び挨拶を自席にてお願いいたします。

◎議長挨拶

○議長(長谷川則夫議員) それでは、このたび皆様のご推薦により議長に選出されました長谷川則夫でございます。印西地区環境整備事業組合の事業につきましては、住民生活になくてはならない重要な事業であり、止めることのできない事業であると認識しております。また、次期中間処理施設につきましては、多くの市民から関心が寄せられておるところでございます。議員の皆様方、そして職員の皆様方には事業の安定と継続、安全の確保、さらには発展できますようご尽力を賜り、ご協力していただきたいと考えております。

簡単ではございますけれども、就任の挨拶とさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

○臨時議長(塚田湧長議員) 以上で臨時議長の職務は終わりました。ご協力ありがとうございました。

長谷川議長、議長席にお願いいたします。

(臨時議長、議長と交代)

◎議席の指定

○議長(長谷川則夫議員) それでは、改めましてよろしくお願いいたします。

これからの議事日程につきましては、追加議事日程第1号の追加1としてお手元に配付したとおりです。ご了承願います。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

◎会議録書名議員の指名

○議長(長谷川則夫議員) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席1番、松尾榮子議員、議席2番、松本有利 子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(長谷川則夫議員) 日程第3、会期の決定について議題とします。 本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(長谷川則夫議員) 日程第4、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

地方自治法第121条出席要求に対する出席者につきましては、お手元に配付の写しのとおり出席通知がありました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に印刷物を配付してございますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎副議長の選挙

○議長(長谷川則夫議員) 日程第5、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたか推薦ございますか。

軍司議員。

- ○9番(軍司俊紀議員) 松尾榮子議員を推薦したいと思います。
- ○議長(長谷川則夫議員) 今松尾榮子議員の指名がございました。 ほかに指名はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) それでは、指名がありました松尾榮子議員を副議長に指名いたします。 お諮りいたします。ただいま指名いたしました松尾榮子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 異議なしと認めます。

よって、松尾榮子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松尾榮子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の 規定による当選の告知をいたします。

◎副議長挨拶

- ○議長(長谷川則夫議員) 松尾榮子議員、副議長の承認及び挨拶を自席よりお願いいたします。
- ○副議長(松尾榮子議員) ただいま副議長に選んでいただきまして、本当にありがとうございます。 組合議会は、先ほども申し上げましたけれども、地域住民が安心して暮らせる生活環境のために、大 変今重要な時期に差しかかっていると思います。長谷川議長とともに協力しながらしっかりと取り組 んでまいりたいと思いますので、皆様のご協力、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(長谷川則夫議員) ありがとうございました。

◎議会運営委員の選任

○議長(長谷川則夫議員) 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。委員会条例第5条第1項の規定により議長が指名することになっておりますので、新たな議会運営委員の選任につきましては、松本有利子議員、増田葉子議員、秋谷公臣議員、柴田圭子議員、大野忠寄議員、軍司俊紀議員、以上6人を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した方々を議会運営委員に選任することに決定しました。 ここで休憩いたします。

(午後2時24分)

○議長(長谷川則夫議員) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後2時45分)

○議長(長谷川則夫議員) 休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長、副委員長が互選されました。

委員長に松本有利子議員、副委員長に柴田圭子議員が互選されました。

また、報告事項に対しての質問については、議長判断とされましたので、行うことと決定いたしま した。なお、質問については、質疑にならないようご留意願います。

◎承認第1号

○議長(長谷川則夫議員) 日程第7、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて議題とします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

板倉管理者。

○管理者(板倉正直君) 本案は、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、相手方への誠意、態度などを考慮し、早急に対応処理する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年4月27日に専決処分しましたので、同法第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(長谷川則夫議員) 伊藤事務局長。
- ○事務局長(伊藤 章君) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。 承認第1号関係資料、専決処分の写し及び交通事故現場現況図を御覧ください。交通事故の概要で ございますが、令和5年2月9日木曜日の午後1時頃、柏市岩井新田26の2、柏市道において公用車 を運転していた組合職員が前方不注意により右折のため停車していた相手方車両に追突する事故を 起こし、相手方の運転手が首の痛みを訴え通院し、車両のリアパンパーに損傷させたものでございま す。

次に、和解の条件でございますが、事故責任は組合が100%で、組合が相手に支払う損害賠償額は52万6,558円でございます。なお、損害賠償額の支払い後は双方ともに本件に関し、裁判上、裁判前を問わず一切の異議申立て、請求を行わないものとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) 承認第1号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。 質疑はありませんか。 増田葉子議員。

○3番(増田葉子議員) それでは、何点か確認させていただきます。

前方不注意ということなのですけれども、これのどういう状況での不注意であったのか。お昼過ぎなので、ちょっと居眠りしてしまったとか、よそ見してしまったとか、あるいはあってはならないことですけれども、スマホを見ていたとか、どういった状況だったのかということ。

それから、職員の方の状態です。相手方のことは分かっていますけれども、どのような負傷を負われたのか。

あと、公用車のほうの修理代、それは幾らだったのかお願いします。

- ○議長(長谷川則夫議員) 山﨑庶務課長。
- ○庶務課長(山﨑昌志君) ただいまの議員の質問が、まず1点がどういった状況でということなの

ですけれども、前方に止まっている車両に気がつくのが遅れて追突してしまったというような状況であります。そのときの本人の症状ですか、それについてはけが等はしておりません。

それともう一つが、金額に対してですが、人身に関わる金額でございます。相手方のほうのけがということで、3万4,044円ほどかかっております。あと、物損になりますが、バンパー等の修理を行っておりますので、49万2,514円の金額がかかっておりまして、それで合わせた金額がこの賠償額となっております。

- ○庶務課長(山崎昌志君) すみません。公用車の修理代はちょっと後ほどでよろしいでしょうか。 申し訳ございません。今すぐ調べます。
- ○議長(長谷川則夫議員) 休憩しますか。
- ○庶務課長(山﨑昌志君) 休憩入れてください。
- ○議長(長谷川則夫議員) 暫時休憩します。

(午後2時50分)

○議長(長谷川則夫議員) それでは、再開いたします。

(午後2時55分)

○議長(長谷川則夫議員) 山﨑庶務課長。

○庶務課長(山﨑昌志君) 大変申し訳ございません。組合の庁用車の修理代ですが、44万8,931円ほどかかっております。

以上でございます。

- ○議長(長谷川則夫議員) 3番、増田葉子議員。
- ○3番(増田葉子議員) 割と金額的に車両部分については大きな事故だったなというふうに思うのですけれども、職員の方にけががなくて幸いであったなと思いますが、その後の職員の方への何か処分とか、そういった注意とか、そういったことはされたのかどうか最後に伺います。
- ○議長(長谷川則夫議員) 山﨑庶務課長。
- ○庶務課長(山﨑昌志君) 今回の事故に対しては、後ろから追突しているということで100%こちらのほうの負担割合になっておりますので、処分に対しては厳重注意ということで処分とさせていただいております。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) よろしいですか。 ほかに質疑ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 質疑なしと認めます。 これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 討論なしと認めます。

これより承認第1号について採決をいたします。承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、 、 、 、 、 対の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(長谷川則夫議員) 賛成全員です。

よって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎報告第1号

○議長(長谷川則夫議員) 日程第8、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。

本案について報告を求めます。

板倉管理者。

○管理者(板倉正直君) 報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明をいたします。本件は、3款1項清掃費の次期中間処理施設アクセス道路土地取得事業と地域振興施設土地取得事業で、土地取得事業、物件補償費用等を翌年度へ繰越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。繰越額は、4億3,051万7,503円でございます。財源内訳は、地方債4億2,360万円、一般財源691万7,503円でございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長(長谷川則夫議員) 以上で報告を終わります。

先ほど申し上げたように質問に入ります。

質問はありませんか。

6番、柴田議員。

- ○6番(柴田圭子議員) 今年の2月に繰越明許出しますということで報告をされたときの金額と大分変わっているのですけれども、その後の事業の進捗などはあったのかどうかということと、これで何%ぐらい進んだのかということをお尋ねします。
- ○議長(長谷川則夫議員) 塩﨑クリーンセンター工場長。
- ○印西クリーンセンター工場長(塩崎一郎君) では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

今回の繰越明許なのですが、まずこれ現状としてお答えさせていただきたいのですけれども、現状のほうはアクセス道路に係る部分、こちらのほうで地権者のほうが36名、未買収者というのがあと3名となっております。ただ、アクセス道路のほう、こちらのほうにつきましては市道のほうから事業用地まで、この間で1名、事業用地からゴルフ場のほうへ向かって、そちらに行くほうで3名、1名の方がダブっているような状況になっております。また、地域振興策用地のほうなのですが、地権者数が現在88名、現在のほうで未買収者が14名となっております。

この率のほうなのですが、先ほどまとめて言えばよかったのですけれども、アクセス道路のほうが買収率のほうが92%、地域振興策のほうが84%となっております。

以上です。

○議長(長谷川則夫議員) よろしいですか。 ほかに質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 質問がありませんので、報告を終わります。

◎報告第2号

○議長(長谷川則夫議員) 日程第9、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について議題とします。

本案について報告を求めます。

板倉管理者。

○管理者(板倉正直君) 報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明をいたします。本件は、1 款 1 項墓地事業費の平岡自然公園整備事業における第4 期墓地区画整備工事設計等委託を翌年度へ繰越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたします。繰越額は1,408万円でございます。財源内訳は、全て一般財源1,408万円でございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長(長谷川則夫議員) 以上で報告を終わります。 質問に入ります。 質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 質問はなしと認めます。 以上で報告を終わります。

◎報告第3号

○議長(長谷川則夫議員) 日程第10、報告第3号 事故繰越し繰越計算書の報告について議題とします。

本案について報告を求めます。

板倉管理者。

○管理者(板倉正直君) 報告第3号 事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明をいたします。 本件は、1款1項墓地事業費の印西霊園合葬墓整備事業における合葬式墓地整備工事が社会情勢の 不安定化による製作品、加工品の納入遅延等年度内の完了ができなくなったため、合葬墓整備工事発 注支援及び施工管理業務委託と合葬墓整備工事を翌年度へ繰越ししましたので、地方自治法施行令第 146条第2項の規定により報告をいたします。繰越額は、1億9,946万500円でございます。財源内訳 は、地方債1億9,940万円、一般財源6万500円でございます。

以上で報告第3号の説明を終わります。

○議長(長谷川則夫議員) 以上で報告を終わります。 質問に入ります。質問はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 質問なしと認めます。 以上で報告を終わります。

◎議案第1号

○議長(長谷川則夫議員) 日程第11、議案第1号 令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第1号)について及び日程第12、議案第2号 令和5年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算(第1号)について議題とします。

両案は相互に関連する補正予算でありますので、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 異議なしと認めます。 本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。 板倉管理者。

○管理者(板倉正直君) 議案第1号 令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第1号)及び議案第2号、令和5年度墓地事業特別会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。

初めに、議案第1号、一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,659万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,336万円とするものでございます。

補正内容でございますが、歳入では令和4年度決算における決算剰余金の一部を歳出予算の補正財源として充てるため、4款繰越金の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、3款衛生費における次期施設建設費について、環境影響評価方法書による現地調査により動植物重要種の移植の実施及びアクセス道路の用地取得状況を踏まえ、アクセス道路設計及び地盤解析業務、仮設道路設計業務など増額をお願いするものでございます。また、継続費を併せて設定しております。

続きまして、議案第2号、墓地事業特別会計補正予算(第1号)でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億918万6,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、歳入では令和4年度決算における決算剰余金の一部を歳出予算の補正財源として充てるため、3款繰越金の増額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、1款墓地事業費について、消費税額の申告を行うため、印西霊園消費

税申告業務の増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- ○議長(長谷川則夫議員) 事務局長。
- ○事務局長(伊藤 章君) 議案第1号 令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第 1号) につきまして、議案内容をご説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,659万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,336万円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項金額並びに補正後の歳入歳出予算金額は2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

第2条、継続費でございます。継続費の総額及び年割額を3ページの第2表、継続費のとおり定めるものでございます。

3ページを御覧ください。第2表、継続費は次期中間処理施設整備に係る継続費として、1つ目がアクセス道路設計及び地盤解析事業、総額3,284万6,000円でございます。継続年度は、令和5年度から令和6年度の2か年で、各年度の年割額は表記載のとおりでございます。事業内容は、アクセス道路の線形見直しによる予備設計、詳細設計の修正、地質調査、地盤解析となっております。

2つ目は、仮設道路設計事業、総額536万8,000円でございます。継続年度は、5年度から6年度の 2か年で各年度の年割額は表記載のとおりでございます。事業内容は、仮設道路の詳細設計となって おります。

最後に、3つ目といたしまして、動植物重要種移植事業、総額2,409万円でございます。継続年度は、令和5年度から令和6年度の2か年で、各年度の年割額は表記載のとおりでございます。事業内容は、環境影響評価方法書に基づき、動植物重要種の移植計画、移植地選定、移植環境創出、移植、育成監視、報告書作成となっております。

4ページを御覧ください。歳入歳出予算書事項別明細書の総括になります。歳入、4款繰越金、歳出、3款衛生費において、ともに2,659万7,000円を増額するものでございます。

5ページを御覧ください。初めに、歳入につきましてご説明いたします。4款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に2,659万7,000円を増額し、補正後の予算額を2,959万7,000円とするものでございます。これは、歳出予算の補正財源といたしまして、令和4年度一般会計決算に伴う決算剰余金1億4,142万89円の一部を計上させていただくものでございます。以上が歳入の補正でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。3款衛生費、1項清掃費につきましては、補正前の額に2,659万7,000円を増額し、補正後の金額を37億9,840万6,000円とするものでございます。これは、次期施設建設費の歳出において環境影響評価方法書に基づく現地調査により、アクセス道路等の事業区域内で動植物の重要種が確認され、移植を行う必要が生じたこと、またアクセス道路の用地取得が難航していることから、アクセス道路の線形修正等に伴うアクセス道路設計及び地盤解析業務906万9,000円、アクセス道路用地測量業務665万5,000円を追加し、増額いたします。また、次期中間処理施設工事の遅れを回避するため、仮設道路を新たに整備することとし、仮設道路地形測量及び路線測量業務305万8,000円、仮設道路設計業務429万5,000円及び地域振興策事業地内の道路拡幅を行うため、既設道路工事352万円を追加し、増額いたします。これによりまして、一般会計補正予算は2,659万7,000円の増額補正となります。

6ページを御覧ください。継続費に関する調書を添付してございます。詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第2号 令和5年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明いたします。補正予算書の1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ286万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億918万6,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページの第1表、歳入歳出予算補正の

とおりでございます。

3ページを御覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括になります。歳入、3款繰越金、歳出、1款墓地事業費において、ともに286万円を増額するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。歳入につきましてご説明いたします。3款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に286万円を増額し、補正後の予算額を286万1,000円とするものでございます。これは、歳出予算と補正財源といたしまして令和4年度墓地事業特別会計決算に伴う決算剰余金832万3,463円の一部を計上させていただくものでございます。以上が歳入の補正でございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。1款墓地事業、1項墓地事業費につきましては、補正前の額に286万円を増額し、補正後の金額を9,225万4,000円とするものでございます。これは、1目墓地事業費の墓地管理費において、墓所管理料における消費税額の申告を行うため、地方公営企業会計に精通した税理士等に消費税の申告業務を委託するため、印西霊園消費税申告業務286万円を追加し、増額したことによるものでございます。

以上で墓地事業特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申 し上げます。

○議長(長谷川則夫議員) 議案第1号及び議案第2号の説明が終わりましたので、質疑に入ります。 質疑に当たりましては、一般会計と特別会計がありますので、会計名とページを述べてからお願い いたします。質疑ございますか。

軍司議員。

○9番(軍司俊紀議員) いずれも一般会計の補正予算のほうで、継続費のほうを何点かちょっと確認していきたいのですけれども、まずアクセス道路の設計及び地盤解析事業についてですけれども、こちらについてはおっしゃる意味は分かるのですけれども、まず一番初めに端的にお聞きしたいのは、今回線形補正をすることによって、今未買収地となっているところを避けて新たに違う地権者から買うようなことになるのですか。それが仮にあるとすれば、何名の地権者との交渉をやめて新たな地権者何名と交渉するようになるのか。それは、組合の思惑どおりに進むのか。進むと思ってやっていると思うのですけれども、その辺をどのようにお考えになっているのか、それが1点目。

2点目、仮設道路の設計事業についてなのですけれども、今回詳細設計ということで出てきていますけれども、この詳細設計が意味するところです。当初説明を先日お聞きしたところによると、山肌を切り裂いて山を登っていくようなことにはなると思うのですけれども、当該工事用仮設道路を設計というか、今回の線を見ると現道がある場所だと思うのです。ですから、この現道について、つまり我々組合議員のほうに示された現道の部分は実線で示されていて、新たに道路を造る部分は点線で示されていると思うのですけれども、その現道について、これ当然詳細設計というのが行われるものなのか。その辺は、ちょっとどうなっているのかというのを確認したいなというふうに思います。

最後、環境影響調査について、環境アセスがあったから、その結果を受けて動植物重要種移植事業 というのをやりますよということは分かるのですけれども、これって義務ですか。義務ではなかった ように思うのですけれども、その辺についてどのような判断をされて今回この移植事業というものを 組合のほうで議会のほうに提案してきたのか、確認したいと思います。

以上、大きく3点です。

- ○議長(長谷川則夫議員) 塩﨑工場長。
- ○印西クリーンセンター工場長(塩﨑一郎君) では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、アクセス道路の線形の変更につきまして、新たな地権者はあるのかというご質問に対してなのですけれども、こちらのほうでの新たな地権者というのは発生しておりません。現在組合のほうでもう買収済みの土地、そちらのほうへ線形を変更ということで、新たな買収は生じないものとなっております。

あと、仮設道路の現道についてということなのですけれども、こちらの現道のほうについては、私どものほうは一切いじる予定はございません。あくまでも山肌を切って、地域振興策用地のほう、また次期施設のほうへ延びるそちらの部分の今回は設計、またそれに係る経費を計上させていただいて

おります。

続きまして、先ほどありました環境影響評価、こちらの移植についてなのですけれども、移植につきましては事業用地、こちらのほうは義務ということになっておりまして、その周辺200メートル、こちらのほうについては完璧な義務ではございませんけれども、一応移植を行っていくということで、こちらの環境影響評価を行っておりますので、それに基づきまして移植を実施していくものになります。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) 9番、軍司議員。

○9番(軍司俊紀議員) 大体分かってきました。まず、アクセス道路についてなのですけれども、新たな地権者が発生せず買収済みの土地を有効利用しているということになると思います。そこは了解しましたが、そうなるとまず2点確認したいのですけれども、1点が今の用地買収の交渉をしている、難航している地権者からは土地を買わなくて済むようになるのか。それは、依然として今後土地を買収するために努力をしていくのか。その辺をちょっと説明いただきたいというのが1点と、それから今回のこの表現を見ていると、ちょっと読み上げますけれども、アクセス道路の線形見直しにより予備設計、詳細設計の修正、その後地質調査、地盤解析になっているのです。この地質調査、地盤解析というのは、今年度、令和5年度の当初予算においてはもう改良工事に入りますよという言い方だったのですけれども、これはやはり一歩後退しているように思うのですが、それはやはり環境影響調査であったり用地の買収を考えると仕方がないというふうに組合側では捉えて、組合議員のほうに一応提案してきているのか、その辺を確認したいと思います。

それから、仮設道路についてなのですけれども、現道についてはいじる予定はないということですけれども、現道のほうは幅 6 メートルなかったような気がするのですけれども、あの道をトラックが通るのですか。それは、印西市と例えば何か相談をして、印西市のほうで、現在でも結構凸凹ですよ、あの道路。走ったことある方、組合の職員の方々もいらっしゃると思いますけれども、結構凸凹なのですけれども、それは印西市と相談して、印西市に直してもらうということになるのですか。それとも、今回大きなトラックが走るなんていうことで、少し幅を拡幅したり、補強したり、そういうものは組合側が持っていくということになるのでしょうか。その辺の確認をしたいと思います。

それから、動植物重要種移植事業ですけれども、私はやるなとは言っていませんし、やったほうがいいだろうというのは思うのですけれども、こちら今回環境影響調査の結果を見て、アクセス道路整備事業、水路改修事業への提言ということで、繁殖地が消失するから移植したほうがいいのではないのというような提言が出ていると思うのですが、私自身もこれを拝見していて、トンボっていっぱい種類いるのだなというふうには思ったわけなのですが、簡単にこれ移植できるものではないと思うのですけれども、その辺の、取りあえずやりましたと、そういうレベルというか、そういう考え方の下に今回事業をやるということでよろしいのですか。植物は、確実にという言い方はないかもしれませんけれども、ある程度移すことは、移植することはできると思うのですけれども、動物は、トンボ類を含め、カエルなんかも移していきますといっても、たやすくできるのかなと思うのですけれども、その辺いかがなのですか。確認します。

○議長(長谷川則夫議員) 塩﨑工場長。

○印西クリーンセンター工場長(塩崎一郎君) ちょっとご質問がたくさんあって、抜けた点は後でご修正のほうをお願いしたいとは思うのですけれども、まず1点目の難航している用地のほう、線形変更して買うのかというお話なのですが、こちらは線形を変更しますので、買う予定は、そこの部分に対してはございません。ただ、この地権者は、土地を多く所有しておりますので、交渉のほうは引き続きやっていきたいと考えております。

あと、線形変更に伴っての地質調査等、こちらについてということなのですけれども、こちら場所のほうが非常に地盤のよくないところでございます。そういう地質調査をやるとともに、強度計算を再度し直さないと、線形を変更してもそのまますぐ道路が造れるものではございません。そういったことで今回地質調査、ずれた部分の地質調査、そちらのほうと地盤解析等もその後必要になってくるとは思うのですけれども、そのために、強度計算するためにやるということになります。

仮設道路の部分で、下の現状の部分、こちらにつきましては現在でも大型トラック等走っているような状況にございます。これは、民間のほうで通っていたり、あとその先の道路、現在造っておりますけれども、その道路を建設するに当たっても、印西市さんのほうで通っている道路になります。ですので、組合のほうとしては現状ではそのまま、そこの部分については使わせていただければと考えております。

あと、環境影響評価の移植関係ということになるのですけれども、こちらのほうは私どもとしては極力環境への影響、工事等によっての環境への影響を避けるために事前にできるそういう移植、またそういう動植物の移植になるわけなのですけれども、やれる範囲で実施していきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(長谷川則夫議員) 9番、軍司議員。
- ○9番(軍司俊紀議員) 最後になりますので、まず1点目のアクセス道路の線形の変更等に絡むところの質問なのですけれども、道路設計、地盤解析工事の事業についてですけれども、今のお答えをお聞きしていると、ほかの土地を持っているけれども、当該線形を変更した、売らないと言っている土地については外れますよという回答でしたが、ということは当該アクセス道路に関わる所有者というのは1名なのですか。それとも、複数の方が同じようにここの部分は外れるから、今回は買わないよという交渉になるのかどうか、それが1点目。

2点目、地質調査強度工事を地盤の強化、それから強度を増すような工事をやるというのは分かるのですけれども、それは具体的にどこからやるのか。つまり、人が入っていって人が調査をしてやるものなのか、重機を入れてやるものなのか。何を心配しているかというと、この122号線自体がアクセス道路の入り口からまだ舗装も十分されていないような、122号線自体が十分に舗装もまだできていないような土地もある中で、この事業がきちんと予定どおり進むという保証があるのか。その辺は、印西市ときちんと話がされているのかを確認したいと思います。

3点目、現道についてですけれども、現道をトラックが走っていますよと。それを使わせていただきたいということは気持ちとしては分かりますし、考え方としては間違っていないと思いますけれども、今1ないし2走っているトラックが、今回のこの仮設道路を造り、そこをトラックが走るということにより、道路が今でもひび割れて、結構凸凹している、かつ狭い道路で、例えばすれ違いができるのか。私は、難しいと思っているのだけれども、すれ違いができるようになるのか、その辺の配慮、相談等は、これは印西市にきちんとしているのかどうか。その辺を確認したいと思います。少なくともやはり道路改良については、ある程度組合側と印西市で少し話をしなくてはならないのではないのというふうに私は個人的に思うのですけれども、確かに入り口にはトラックが何台も並んでいますよ。奥のほうに行くと少し会社があって、そこにトラックが出入りしているような形跡はありますけれども、私はすれ違った記憶もないので、どうなのかなと思いましたので、その辺を印西市として、印西市と組合側で話をするのか、できるのかを確認したいと思います。

それから、最後に環境影響調査について、動植物重要種移植事業についてなのですけれども、こちらについては考え方は分かりましたが、最後に確認しておきたいのは、この事業をやることによって、やったことによって最終的に環境影響調査の結果、移植をしました。その結果こうでしたというものは、これは報告するもの、報告されるもの、報告すべきもの、どういったものに当たるのでしょうか。そこを確認して終わります。

- ○議長(長谷川則夫議員) 塩﨑工場長。
- ○印西クリーンセンター工場長(塩崎一郎君) まず、1点目の用地買収の関係なのですけれども、そこの部分、先ほど繰越明許のお話ししたのですが、こちら印西市の市道のほうから次期施設までに、この間、今回線形を変更する部分、こちらのほうでの用地の未買収というのは1名、1件のみになります。ですので、この1件を避ければ、用地買収のほうは影響がないというような状況になります。

あと、今現在印西市のほうで造っている道路、こちらのほう今プレロードということで、おもりを乗っけて道路の線形を整えてやっているかと思います。こちらの道路については、印西市さんのほうと今年度中にはおもりも取ってできるようなお話は聞いております。また、うちのほうの工事のほう

が、今年度、来年度とかけてそういう設計等の業務をやりますので、実質その道路に入れるのは来年、 再来年度ということになりますので、それまでの間には終わるものと考えております。

あと、仮設道路の関係のほうですれ違いができるのかというような、そういうご質問あったかと思うのですけれども、こちらのほうにつきましては必要に応じて警備員等を配備させてもらいまして、そういったことで対応していきたいと考えております。

あと、市道のほうの傷み等、そういったものについては、ちょっとこれは状況に応じてということになりますけれども、印西市さんと協議させていただきたいと考えております。

環境影響評価、こちらのほうの点についてお答えをさせていただきます。この環境影響評価というのは、事前調査、工事中の調査、また事後調査がございます。現在のほう、今はまだ進行形なのですけれども、事前調査ということで現状はやっているような状況になります。今後事前調査、また予測されるような、今回上がったような移植をしなければいけないもの、こういったものは事前調査の中で予測されるもの、工事によって影響が出ると予測されるもの、そういうものに対しては移植をして、影響を最小限に抑えますよと。あとは、環境影響評価は工事中の調査、工事によってどういう影響が出るか。または事後調査ということで、施設が完成したことによって環境への影響がどういうふうに出るか。ここまでやって環境影響評価というのは終わりになりますので、そういった中でまた皆様方にご報告はさせていただきたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(長谷川則夫議員) 答弁漏れはありませんか。
- ○9番(軍司俊紀議員) 大丈夫です。
- ○議長(長谷川則夫議員) ほかに質疑はございますか。 2番、松本議員。
- ○2番(松本有利子議員) 先日の全員協議会で議員に示された資料の中で、ページ数で言いますと 軍司議員と同じところで、一般会計補正予算の3ページになります。今回提示された補正についてな のですが、令和10年度の清掃工場の稼働開始が確保できるからこその一番安価な方法で、一番いい方 法だということで書かれているのですが、先ほどの軍司議員のご答弁の中で、今土地の買収が難航し ている方について、アクセス道路については問題なさそうなのですが、ほかの土地についても持って いるということで、土地の買収も必要になってくるという意味で捉えたのですけれども、こちら次期 中間処理施設に関わる土地の買収については、いつまでに終われば令和10年度の稼働に影響がないの かというところと、これまでご説明していただいた部分以外で、令和10年度の稼働の妨げになるよう な遅延要因になるものというのは、組合のほうでどんなことがあると考えられているか伺います。
- ○議長(長谷川則夫議員) 塩﨑工場長。
- ○印西クリーンセンター工場長(塩﨑一郎君) まず、用地買収の件についてお答えさせていただきます。

こちらのほう、用地買収、地域振興策用地と次期施設に係る用地とございます。議員の皆さんご承知のとおり、まず次期施設に係る用地のほうはもう既に買収は終わっております。今回買収で難航しているのは、それに係るアクセス道路。先ほどご説明したとおり、それも線形の変更によって影響は出ないものとなります。よりまして、次期施設につきましては、こちらのほうで用地買収についての影響というのはないものと考えております。ただし、こちらの方、地域振興策用地にも土地は持っておりますので、地域振興策用地、こちらは引き続き用地買収を進めて、地域振興策のほうも影響出ないようにするというのが一つの案です。

またアクセス道路のほうに戻ってしまうのですが、施設からゴルフ場へ向かう道路、そちらの間の土地にもその方は土地を持っております。ですので、アクセス道路の先線と言ってはあれなのですけれども、そちらの影響は、買収ができなければちょっと大きく影響が出るものと考えております。

以上で回答させていただきます。

○議長(長谷川則夫議員) よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

3番、増田議員。

○3番(増田葉子議員) ちょっと私古いところからずっと見ていまして、アクセス道路に関して見てみたというか、記憶を掘り起こしてきたのですけれども、大体平成30年に予備設計のようなものが始まりまして、令和元年に一度用地買収費を当初予算に盛ったのですけれども、年度末には全額減額補正したということがありまして、そして翌年度に線形の見直しというのを一度しているのです。また、今回線形の見直しというような形になって、これは何が正解なのかというのがちょっとよく分からなくて、どこの時点でどういうふうに、その時点、その時点できちんと対応してくださっていたのだろうというふうに思っているのですけれども、これで線形が確定して買収が終わって、これからアクセス道路が通る方向で工事するわけですけれども、最初から見て、要するにどこかこの時点でこうしておけばよかったなというようなことはなかったでしょうか。いろいろな経て今がありますけれども、今事務局長も工場長も3代目になるのです、これが始まってから。ですから、気づかれているかどうか分かりませんけれども、ちょっと議員の目から見ていてかなり紆余曲折している。これが通常のことなのか、この程度、道路をやるときにこういうものですよというものなのかもしれませんけれども、かなり私は紆余曲折し過ぎていると思いますので、要するに組合の事業のやり方としてずっと見たときに、何かどこかの時点でこうしておけばよかったなということはないのかどうか確認させてください。それが1点目です。

それから、2点目がちょっと話が混乱、私ちょっと頭の中で混乱していまして、工事用仮設道路というのは、これは現在道路認定されていない部分ももちろんあるわけですよね。これ全部道路、今現在道路と言える、工事が終わったときに道路と言えるものなのか。認定道路ではないのだろうなとは思うのですけれども、道路のていをなした道のようなものというふうに考えればいいのか、どういう扱いになるのかなということが分からないので、ちょっとそこをもう少し、仮設道路についてお尋ねしたいということと、それから3点目が施設をこれから工事するに当たって、建築確認等のそういったことが出てくると思うのです。やはり道路が接道、現状2間道路というか、本当にああいう道路が接道しているだけという形になりますから、それで十分な申請作業というのですか、そういうことができるのかどうか。今回の道路の施設道路の拡幅とか、そういうことが何かそういうところに影響があるのかどうか。その3点お尋ねしたいと思います。

- ○議長(長谷川則夫議員) 塩﨑工場長。
- ○印西クリーンセンター工場長(塩﨑一郎君) では、ただいまのご質問へお答えさせていただきます。

まず、アクセス道路についてなのですけれども、今議員からおっしゃられたとおり、平成28年頃からこの道路についてはいろいろ検討はされております。当初では8ルート案に上がって、そこからまた絞ってという形で。また、29年同じように絞った中でまた2ルート、それを検討して、またその後も今の場所においてもまた線形をいろいろ変更というか、どれがいいかを選んでというような状況になります。過去を振り返ってとお話でもあったわけなのですけれども、そのときそのときの最良のもので私どもは選んでいるというふうに認識をしておりますし、私どもとしては考えております。現状のほうとしては、本当皆様方に大変恐縮で、また申し訳ないところではあるのですけれども、現状私どもの考える中で最良ということで、今回の補正をもらさせていただきましたし、今後についてもそういったことで進めさせていただきたいとは考えております。

あと、仮設道路の認定ということでのご質問についてまいりますけれども、こちらはあくまでも仮設道路ということで、例えば市道の認定とか、そういったものを受ける予定もございませんし、あくまでも園内の道路として、仮設として造るものになります。

あと、建築確認関係ということでのご質問ありましたけれども、そちらにつきましては今回既存道路の拡幅というのも予算要求させていただいているところではございますけれども、そういう拡幅道路等を使って建築確認のほう、そちらは取っていきたいとも考えております。

簡単ではございますけれども、回答とさせていただきます。

- ○議長(長谷川則夫議員) 3番、増田議員。
- ○3番(増田葉子議員) 当然お答えのように、そのときそのときの判断は最良の判断をしてきたということだったのだろうと思いますけれども、これはもう少しせっかく用地費を盛りながら、これを

また減額するとか、そういうことをなさってきたわけなので、早めにやっぱり用地をきちんと買っておく、減額しないで買っておけばよかったのかなというふうに今こうして見ると思ったりするわけですけれども、こういう線形の見直しをしなくてはならないという最終段階に来てこういうことになっているということなので。しかも、接道の関係で、既設道路を拡幅しないと建築申請ができないというような手続の後手後手感というのですか、そういうのがどうしてもちょっとご答弁からも私は感じますけれども、これからもしっかりと最良の判断をして、いち早くあの道路を造っていっていただきたいというふうに、もうこれで線形の見直ししないというふうに思ってやっていただきたいと思います。それで、本当に長年地盤解析とか、そういう地盤改良とか、長年にわたって一体これ幾らかかったのだろうなというふうに後でちょっと計算してみたいと思いますけれども、今回の線形の見直しで、過去に引いた路線よりもよくなった点というのですか、要するにこうしなければならないからこうしたのだけれども、お金の面とか、あとそれから傾斜面ですか、どのくらい斜度というのですか、坂道になるのかなという点とか、今回線形見直す中で、かなり急傾斜な道路になるのかなとか、そういうことも考えておりますので、その辺のこと、メリット、デメリットと言ったら変ですけれども、こういうことでよくなりますというのがあればお願いします。

それと、泉カントリーさんと交差点のことで、トラブルとまではいかないのですけれども、少し交渉がうまくいっていないというようなお話を過去に聞いたことありますけれども、今回この既設道路の件もあって、泉カントリーさんとの関係、それは解消されているのかどうか、その点についても確認いたします。

以上です。

- ○議長(長谷川則夫議員) 塩﨑工場長。
- ○印西クリーンセンター工場長(塩﨑一郎君) では、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

用地を早く買っておけばというお話もご質問の中で受けておりますけれども、やはり何しろ地権者、地域住民の方々との交渉というのは非常に難航を要するものが多々ございます。皆様方の考え方が違う中でのこちらで決めた買収地を買っていくということになりますので、なかなか思いのとおりにはいかないというのが現状になってきます。そういったことを踏まえて、こちらの点についてはご理解いただきたいとしか申し上げることはできないのですけれども、そこら辺はそれでちょっとご理解いただければと思います。

あと、今回の線形の変更等によってメリット、デメリットというお話があったわけなのですけれども、こちらのほうにつきましては、先般もちょっと簡単にはご説明させていただいたわけなのですけれども、全体的に道路の高さを低くさせていただきます。それによりまして、今予算13億2,000万という地盤改良費、今年度予算に持っているわけなのですけれども、そちらのほうでは地盤改良として五千何百本の、簡単に言うとくいみたいなものを地盤に刺して地盤を強くする方法を取っていく予定でございました。こちらのメリットとしては、時間の短縮が非常に早く、道路を造ることができるというメリットがございます。デメリットとしては、13億という経費が物すごく高くなるというデメリットがございます。こちらのほう、令和4年予算要求かけて今年度予算がついたわけなのですけれども、盛土高が高いという事もありまして、この方法しか盛土高に耐え得る方法、短時間でできて耐え得る方法というのがなかったということで、予算の要求をさせてもらったものになります。

このたびの変更では、私どものほうとしては思い切り盛土高のほう下げさせていただきたいと思います。例えば今まで16メートルとか高さあったものを7メートル、それぐらいの盛土を、最大地点7メートルの盛土、それぐらいまで下げたいというふうには考えておりますし、また何しろ盛土の長さ、道路の長さと言ったらいいのでしょうか、そちらのほうも今現状では60メートルというふうに考えているところなのですけれども、今後のほうとしましては、例えば400メートルぐらい、ほぼフラットな状態で盛土量を少なくしてやっていきたいというふうにも考えております。あくまでもこれ設計等できていないので、これはそのまま400メートル完璧になるかというと、またそれはいろいろ設計等の中で変わってくる点はあるかとは思うのですけれども、そういったことによって盛土高を低くいたしますので、もちろん地盤改良のほうもそれに耐え得る改良の方法で済むということになり

ます。そういったことから、経費のほう、これも先般ご説明はさせていただきましたけれども、盛土 高低くなる。地盤改良の方法も変えることは可能となる。そういったことで経費が安価になるという のがメリットということになります。

また、デメリットとしては、やはりこれからそういう線形を変更していくわけなので、やはり時間が要してしまう。こちらの設計等で約2年程度必要となってしまいますので、そういったものが当然 やはり時間的なものはデメリットとして挙げられるかなとは考えております。

あと、最後に泉カントリーとの問題ということでもご質問いただいているところなのですけれども、こちらにつきましては、やはり意見の差というのはないわけではございません。今後につきましてもやはり丁寧に誠意を込めてご説明をさせていただいて、ご理解いただけるように努力はさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(長谷川則夫議員) よろしいですか。 ほかに質疑ございますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) あるようですので、ここで休憩したいと思います。

(午後3時50分)

○議長(長谷川則夫議員) 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後4時00分)

○議長(長谷川則夫議員) 質疑ございますか。

1番、松尾議員。

○1番(松尾榮子議員) 道路部分につきましてたくさんの質問が出て、大分分かりましたので、私議案第2号の墓地事業特別会計補正予算につきまして、歳入歳出につきましてちょっと何点か確認させていただきたいと思います。

まずは、この令和元年度から令和4年度までの過去4年間の管理事料に対する直近の事業費ということなのですが、この286万円というのはこの4年間分の消費税ということになるのかどうかということです。

それから、これは実質的な4年間の消費税に当たるのかどうか。例えば納付が遅れてちょっと増額になっている部分とか、そういうことはないのかどうか。それから、これまでは必要なかったのかどうか。

それから、利用者からはこの期間消費税を受領していたのかどうか。そして、利用者に影響はないのか。今回これがしていなかったということなのですが、これがどのようにして分かったのか。例えば何らかの指摘を受けたのかどうか。それについて、以上について伺います。

- ○議長(長谷川則夫議員) 浅倉課長。
- ○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) それでは、松尾議員のご質問にお答えいたします。
- 一応 5 点あったかと認識しておりますが、まず 1 点目でございます。令和元年度から 4 年間分の金額が286万かどうかということでございますが、お見込みのとおりでございます。
- ○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) ごめんなさい。令和元年度から4年度までの課税の可否、そういったものの調査をするための業務プラス申告業務の作業でございます。これの4年間分が286万となってございます。

2点目でございますが、1つ先にこれまで必要なかったのかというご質問にお答えいたします。課税対象管理料を現在芝墓所の周り、管理料を年間5,280円使用者からはいただいております。現在2,711基の整備が済んでおりまして、許可済みが2,600基ほどでございますので、これまで段階的にほぼ利用してきましたので、その管理料の売上げですが、その収入が1,000万を超えた段階で申告の義務があったとされております。先ほどご説明しましたように、段階整理をしてきまして、令和元年度から1,000万を超過してございまして、申告の義務があったということでございます。その点につき

まして申告をしていなかったということで、今回まずその作業としての業務委託を補正させていただく所存でございます。

続きまして、経緯です。判明した経緯ということでございます。こちらでございますが、本年10月1日から導入をされますインボイス制度、こちらの申請手続の説明会等、これが昨年の11月頃から税務署の協力で行われておりまして、そちらの研修会に組合の職員が参加をしました。その際にインボイス制度がかなり分かりづらかったので、その後成田税務署の担当のほうに改めて詳しくお話を聞きたいということでアポを取りまして、年明けの1月の中旬、こちらからインボイス制度の相談に伺った中で、インボイス制度の登録をする際に課税事業者登録、こちらが必要であるということが分かりまして、当組合が未登録だということが判明をしました。未登録である、併せましてこれまでご説明いたしました消費税の申告義務があったにもかかわらずしていなかったということが分かった経緯でございます。

利用者に影響があるかどうかでございますが、利用者には影響はございません。ただ、先ほどご説明いたしましたとおり、管理料5,280円の中には消費税が含まれてございます。

漏れございませんでしょうか。

- ○議長(長谷川則夫議員) 1番、松尾議員。
- ○1番(松尾榮子議員) 大体の経緯はご説明ありまして分かりましたが、課税事業者登録をこれまではしていなかったということなのですが、それは年間1,000万を超えた段階で消費税が必要になるということなのですが、そこまではなかったということですか。そういう1,000万の枠ということを考える必要がないくらいの収入だったということなのですか。ちょっとよく分からないのですが。

利用者からは消費税はいただいてきているということですね。ただ、総額として1,000万超えていなかったので、登録はしていなかったということになりますか、それは。それが4年間たってようやく分かったというのは、これはちょっとどういうこと、何かお考えありますか。

- ○議長(長谷川則夫議員) 浅倉課長。
- ○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) それでは、ご質問にご回答いたします。

印西霊園でございますが、平成21年に供用を開始してございます。当初1,000基ほど整備をしまして、許可を出しております。その際の管理料が700万程度でございます。そこから10年ほどたって1,000万を管理料収入として超えているのが29年度からでございます。ちょっと税金のことで、私も勉強不足なところがあるのですが、29年から超えたものを元年度から申告の義務という形になってございまして、それまで公共事業で行っている墓地事業ということで、正直に申し上げまして課税されないものという認識であったというのが実情でございます。

以上でございます。

- ○議長(長谷川則夫議員) 1番、松尾議員。
- \bigcirc 1番(松尾榮子議員) 1点だけもう一度確認します。この286万円の補正金額なのですが、これは実質的に4年間、令和元年からの消費税分の金額のみに当たるのか。それとも、これ遅れたことにより何か増額になったということがあるのかどうか。それちょっと先ほどお聞きしましたが、回答がございませんでしたので、お願いします。
- ○議長(長谷川則夫議員) 浅倉課長。
- ○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) ご説明が下手で申し訳ございません。286万円でございますが、令和元年度から4年度分の墓地事業の取引における消費税の申告の義務がある課税される可否、これの判断をするための資料づくりを各関係諸帳簿の調査から始まって、あとそれを申告、では幾ら必要なのだというのが出てくるのですから、そういった業務をお願いする委託費が286万円でございます。それを行った後に正式に必要な、課税が必要なのか、それとも逆に還付があるのか、その辺もちょっと判断をするための資料づくりになるのですけれども、仮に納税の義務があった場合にはこれまでの分が怠っていたもので、無申告加算税というものと、あと延滞税というのがかかります。この無申告加算税でございますが、一応2種類ございまして、自主的に申告する場合と指摘されて申告する場合。これでパーセントが異なっておりまして、当組合の場合、自主申告に当たりまして、計算で出された税の5%となってございます。ちなみに、指摘された場合は3倍の15%が課せられると

いうことでございます。

それともう一つ、延滞税でございますが、こちらは出た税の額の年2.4%という、こちらも日割りでついてきますので、時間がかかればかかるほど加算されていくような状況でございます。 以上でございます。

- ○1番(松尾榮子議員) 今のは回答がなかった分ということでよろしいのですか、最後に。
- ○議長(長谷川則夫議員) 補足ですか。松尾議員。
- ○1番(松尾榮子議員) 今説明ございましたけれども、そのための調査のための委託料だということなのですが、それで例えば延滞税だの無申告加算税が必要になったという場合には、それはまた改めて補正予算か何かで出されるようなことになるのでしょうか。
- ○議長(長谷川則夫議員) 浅倉課長。
- ○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) こちらの公営企業の特別会計の関係ですが、年度ごとになりますので、申告としては4月、5月、6月末までの3か月に行うような規定になっているのですが、今回業務委託をして可否が出まして、納税額が出た際には、来年度の当初予算のほうに、仮に先ほどお話しいたしました無申告加算税と延滞税が発生した場合は、そちらを当初予算のほうに計上させていただく形になります。
- ○議長(長谷川則夫議員) 以上で質疑を終わります。 ほかに質疑ございますか。 柴田議員。
- ○6番(柴田圭子議員) 今のところなのですけれども、286万円という金額の妥当性についてちょっと伺いたいのですけれども、どういう内容のことをしてもらうのでしょうか。使用料のところだけだとすると、使用料ずっとくっていけばいい話で、それまでの金額というのはどういうことなのかな。ちなみに、監査委員の費用は年間6万6,000円なのです。全部の会計見ているわけですよね。それに比べて286万って一体どれだけの調査をするのだろうかと、4年間するにしても。それでちょっと金額的なことを伺いたいと思います。
- ○議長(長谷川則夫議員) 浅倉課長。
- ○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) それでは、柴田議員のご質問にお答えいたします。 まず、取引ごとの消費税の可否の判定ということで、これは関係諸帳簿全部見返していただいて、 行っていくと伺っております。また、単独、公共団体と違って組合なもので、負担金でなっている部 分と、あと組合債、起債を起こしてございますので、それとの関係を見ながら調べていくということ を伺っております。また、議員もおっしゃっていましたように4年間分をそれぞれ行ってまいります。 また、申告の手続の際には、申告後1年以内に税務署のほうからの質問と、そちらの対応にも対応し ていただけるということで見積りの中に入っております。

以上でございます。

- ○議長(長谷川則夫議員) 6番、柴田議員。
- ○6番(柴田圭子議員) 帳簿を全部見返してもらうということと、あと組合の負担金があり、また組合債が、この関係も見直してもらうということなのですが、歳入としての管理料ですよね。だから、管理している人たちから集めているお金についての明細を見てもらうのに、組合債とか組合の負担金とか、そこら辺どういうふうに関わってくるのかちょっと逆に分からなくなってしまったので、そこをお尋ねしたいと思います。

それと、申告を例えば来年したとして、1年以内に税務署のほうからもしかしたら質問とかあるかもしれない。それに対しても対応してもらうということで、次年度についても同じところが引き続き面倒を見てもらうという形になる。そういう内容になるということなのでしょうか。

それともう一個は、会計事務所、税務署、税理士さんとか、どういう類いのものに委託するのでしょうか。あと、入札ですね、当然。3つお願いします。

- ○議長(長谷川則夫議員) 浅倉課長。
- ○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) ちょっと順番が違ってしまいますが、まずお願いしま す専門の方でございますが、公認会計士等の方にお願いすることを考えております。入札かどうかと

いう部分でございますが、入札も視野には進めていくつもりでいるのですが、何分もし課税があった場合の延滞税もかかってきますので、少しでも早くというのを伺いますと、少しでも早くというのはちょっと頭にあります。また、今回お見積りをいただいた際に、私もやはり勉強不足で大変恐縮なのですけれども、公営企業会計というのはなかなか難しい部分があるようでして、例えば印西市さん、白井市さんでも上下水道、こちらの公営企業にかかってくるのですが、やはりボリュームとしては単独公共団体である印西市さん、白井市さん計りなく大きいのですけれども、帳簿を見ながら進めていくということを伺っておりまして、金額として高過ぎるというような認識は自分では持っていないところでございます。

- ○議長(長谷川則夫議員) 6番、柴田議員。
- ○6番(柴田圭子議員) 分かりました。私は、単純に1,000万超えた分、例えば去年だったら1,400万ぐらいの予算ついていますけれども、またその超えた部分の400万について課税がかかっていくのかどうか、そこだけ見ていくという話かと思っていたのですけれども、そうではなくて、もう全体を見るということですね。一応確認をさせてください。そうすると、やっぱり結構大変な作業にはなると思います。

これは、インボイスの番号を取るたびに問合せをしたらそういうことが分かったということですけれども、インボイスのほうの手続は、これにかかわらず順当に進んで、秋から対応ができるようにはなっていますでしょうか。

以上でございます。

- ○議長(長谷川則夫議員) 浅倉課長。
- ○平岡自然公園事業推進課長(浅倉 郁君) インボイスの件でございますが、インボイスについては昨年度末、3月に成田税務署のほうに申請は出しております。状況としては、申告の忘れた部分がありますので、課税事業者登録と併せて、順番を考えると課税事業者登録が先のようでございますので、そういった状況から今一応保留になっている状況ではあります。ただ、10月1日以降に何か支障が出るかというと、これは税務署さんのほうと話をしてきておりますが、墓地、我々の事業については対個人が主でございますので、正確にはあまりインボイスの請求が出てくる場合はないのではないかというのがありまして、例えば手書きで対応ですとか、部分で十分だということを伺っておりますので、特段支障は出ないものと考えております。
- ○議長(長谷川則夫議員) ほかに質疑はございますか。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論については、1号、2号について述べてから行っていただきます。討論ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(長谷川則夫議員) 討論なしと認めます。

それでは、これより議案第1号及び議案第2号について採決をいたします。採決は議案ごとに行います。

初めに、議案第1号 令和5年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算(第1号)について、 原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(長谷川則夫議員) 起立全員です。

よって、議案第1号は可決されました。

次に、議案第2号 令和5年度印西地区環境整備事業組合墓地事業特別会計補正予算(第1号)についてですが、採決に当たっては組合規約第9条の議決方法の特例が適用されます。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(起立全員)

○議長(長谷川則夫議員) 起立全員です。

よって、議案第2号は可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(長谷川則夫議員) これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。 令和5年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を閉会いたします。

(午後4時25分)